

# 障がいに関する ことでお困りの方へ

市では、下記の相談窓口を設置していますので、ご利用ください。

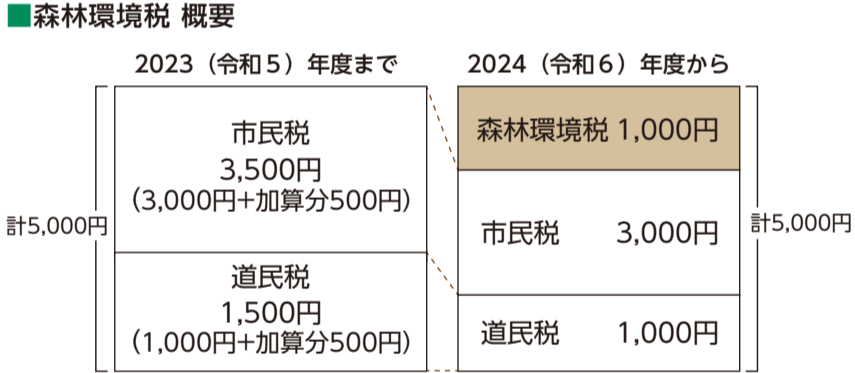


<b>障がいに関わる相談窓口</b> <b>釧路市障がい者基幹相談支援センター</b> (☎65-7380 ☎65-6470)	●専門の資格を持つ相談員を配置し、障がいに関わる相談を広く受け付けています。 <b>相談・問合せ先</b> 釧路市障がい者基幹相談支援センター (双葉町17-10 釧路のぞみ協会自立センター内) <b>受付時間</b> 午前9時～午後5時(月～金曜日)
<b>障がい者の虐待についての専門窓口</b> <b>釧路市障がい者虐待防止センター</b> (☎070-5282-9777 ☎64-6228)	●障がい者虐待の通報を受け付けています。 ●虐待防止、早期発見のための広報等啓発活動(研修講師など)を行っています。 <b>相談・問合せ先</b> 釧路市障がい者虐待防止センター (共栄大通3-2-8 クレインライズ1-1) <b>受付時間</b> 午前9時～午後5時 (月～金曜日、緊急時における相談は、24時間365日電話対応しています)
<b>成年後見制度についての専門窓口</b> <b>釧路市権利擁護成年後見センター</b> (☎24-1201 ☎24-3762)	●成年後見制度の説明や、申し立て手続きの支援等を行っています。 ●市民後見人の養成と活動の支援を行っています。 <b>相談・問合せ先</b> 釧路市権利擁護成年後見センター(旭町12-3 総合福祉センター3階) <b>受付時間</b> 午前9時～午後5時(月～金曜日)

## 2024(令和6)年度から、森林環境税(国税)の課税が始まります

問合せ 市役所市民税課市民税係 (☎31-4514)

森林環境税は、地球温暖化防止や災害防止などさまざまな機能を持つ森林の整備等を目的として、2024(令和6)年度から市・道民税の均等割額(4,000円)と合わせて課税されます。  
 皆さんから納付された森林環境税は、国を通して、その全額が森林環境譲与税として道・市に譲与され活用されます。  
 ※東日本大震災の復興財源1,000円加算が廃止され、新たに1,000円が課税されますので、均等割課税の方の税負担は変わりません。



**森林環境税が課税されない人(非課税基準)**  
 市・道民税と森林環境税で非課税基準が異なるため、市・道民税が非課税でも、森林環境税のみ課税される場合があります。

	森林環境税	(参考)市・道民税
被扶養者なし	合計所得金額が41万5,000円以下 (給与収入のみの場合、96万5,000円以下)	合計所得金額が42万円以下 (給与収入のみの場合、97万円以下)
被扶養者あり	合計所得金額が次の金額以下 31万5,000円×(1+扶養親族の数)+28万9,000円	合計所得金額が次の金額以下 32万円×(1+扶養親族の数)+29万円
障がい者・未成年・寡婦またはひとり親に該当する方	合計所得金額が135万円以下	

<b>総務省HP</b> 森林環境税および森林環境譲与税 	<b>林野庁HP</b> 森林環境税および森林環境譲与税(外部リンク) 	<b>市HP</b> 森林環境税チラシ(PDF1.5MB) 	森林環境譲与税の用途の公表について 
-------------------------------------	--	--------------------------------------	-----------------------

## 口座振替済通知書および継続検査(車検)用納税証明書を廃止します

問合せ 市役所市民税課税務係 (☎31-4513)

軽自動車検査協会で行う車検を行う車両については、2024(令和6)年度から口座振替済通知書および継続検査(車検)用納税証明書(はがき)の送付を廃止します。振替結果は預(貯)金通帳への記帳によりご確認ください。  
 自動二輪車(バイク)については、振り替え後、10日前後で継続検査(車検)用納税証明書(はがき)を送付します。